

5

平成 28 年度証券ゼミナール大会

第 1 テーマ A ブロック

10

学校段階における金融リテラシー教育 のあり方について

15

20

和歌山大学 築田ゼミナール

25

目次

	はじめに	3
	第 1 章 先行研究のサーベイ	4
	先行研究の比較検討	7
5	第 2 章 金融リテラシーとは	8
	第 3 章 日本における金融教育の現状とその必要性	8
	第 1 節 現在の日本の金融教育	8
	第 2 節 金融教育の必要性	11
	第 4 章 海外との比較	12
10	第 1 節 金融資産構成による比較	12
	第 2 節 金融知識調査における海外との比較	13
	第 3 節 英国の金融教育	15
	第 4 節 米国の金融教育	16
	第 5 章 学校段階において習得すべき金融リテラシー	17
15	第 1 節 各段階における金融リテラシー教育	17
	第 2 節 小学校における金融教育	20
	第 3 節 中学校における金融教育	21
	第 4 節 高等学校における金融教育	22
	第 5 節 大学における金融教育	23
20	第 6 章 習得方法についての具体案	24
	第 1 節 外部講師	24
	第 2 節 CTF の導入	27
	第 3 節 CTF を導入する目的	28
	第 4 節 NISA 及びジュニア NISA と CTF との比較	28
25	第 5 節 CTF を導入するための課題	30
	第 6 節 CTF の効果	30
	おわりに	31
	参考文献	31

はじめに

今日の日本の金融市場は、大きく変化している。変化をする金融市場に対応するために政府は学生段階から金融知識を身につけさせる必要があると考え、2005年に金融広報中央委員会が「金融教育元年」とし現在に至るまで、金融教育のカリキュラムを作成し金融教育を行ってきた。

そのカリキュラムの内容に関しては、金融経済教育推進会議が金融リテラシー・マップを作成し、学生段階からしっかり金融リテラシー教育を行っているが、実際にしっかりとした金融知識が身につけているとは言えない結果になっているというのが現状である。

2015年に日本FP協会第15回公演・交流会「大学生における金融教育への暫定提言ー生活経済学会学術交流委員会アンケートを踏まえー」が行われた。その中で金融に関する国際比較のためアンケート調査が実施された。このアンケートは金融に対する様々な設問を日本、韓国、中国、フィリピンの学生、社会人に行ったものである。この資料によると、日本の学生は他国と比べても金融に関する情報源に関して「特にない」と回答している学生が多く、他の国に比べても金融知識のための様々な情報を入手しようとしてない、または金融に関心が低いということが分かる。また、政府も「貯蓄から投資へ」というスローガンを掲げているが、上記のアンケート結果を踏まえると難しい状況であると私達は考えている。

しかしながら、年金制度の将来への不安、金融商品の多様化などもあり、金融知識は必要不可欠のものになっていくだろう。また、冒頭で述べたマイナス金利政策によって、これからの資産形成手段が預金ではなく、リスク性資産である債券や株式とならざるを得ない点は指摘できるだろう。様々な状況や変化に対応するためにも、また経済に対する関心を高めるためにも学生段階における金融教育は重要である。

本稿では、学生段階においては、どの程度まで金融教育をするべきなのか、どのような教育方法が浸透しやすいか、また、そもそも金融教育が必要であるのか、など様々な観点から私達なりに考察していく。

第1章 先行研究のサーベイ

金融リテラシーや金融教育について述べられている先行研究のうち興味深いものについてサーベイしていく。

楠元 町子¹

5 楠元（2009）では、金融教育の目的と内容に触れ、小学校、中学校、高等学校、大学と段階的な金融教育の内容に新指導を交えながら触れている。また、大学生における金融知識の現状を把握し、検証するため、2008年9月26日、愛知県内の大学生372名（1年生198人、2年生92人、3年生61人、4年生21人）を対象として簡単な設問を6問用意した。問題1～5は、金融に
10 関する基礎的問題であり、6問目は、実際にあった投資詐欺事件を参考に作成し、大学生がどのような点を考慮して金融商品を選択するのかについて、調査を行い、以下のようなことが分かった。

- 1～5問目の正解率は、48.7%であり2問目から徐々に正解率が下がっていき、5問目のペイオフに関する正解率は、たったの19.4%であった。この結果により、大学生でも、中学生で学ぶような円高・円安の問題でも半数以上の方が理解しておらず、金利に関しても知識不足であることが分かる。特にペイオフに関してはほとんどの学生が1000万円は保障されるのは知っているが正確には理解できていない。
- 6問目の投資先に対する設問では、学生の約6割が詐欺商品を投資先として
20 選択していることがわかる。多くの学生が詐欺商品に自ら進んで投資しようとした背景には次の理由が考えられる。
- 現行の金利や利回り水準に対する知識がない。従って異常に高い金利の不自然さに気がつかない。
- 投資先を決める時その収益性のみを考え、背後にあるリスクについての理解
25 がない。従ってより高収益の商品を選択する。
- インターネットや電話、資源など時流に乗った商品は高収益が期待できると思っている。従って情報さえあれば、他より圧倒的に有利な金融商品が実在していると思いついでいる。

¹ 愛知淑徳大学教育研究科准教授

- ・金融商品やシステムが高度化複雑化する中で、生活の根幹である家計資金や老後資金を安全に保つために、学校の金融教育として最も重要なことは、投資は自己責任であること、高利益が期待できる投資ほどリスクも大きく、ハイリスク・ハイリターンの原則であることを理解させることである。さらに、必ず儲かるというような話は世の中に存在せず、もしあるとすればその背後に詐欺ないし、または不正行為が含まれる可能性が高いことを理解させることが必要である。

鎌田 浩子²

- 10 鎌田（2015）では、日本とイギリスの金融教育についての特徴を述べ、それぞれを比較したものである。また、イギリスの金融教育の現状については、国際消費者機構、市民相談協会、Money Advice Service, Personal Finance Education Group(以下 Pfeg)などの様々な機関を実際に訪問し、調査を行った。それにより以下のことが述べられている。
- 15 ・日本の金融教育については、関連性の高い消費者教育として義務教育段階から指導要領と位置づけ、行ってきた。また、ペイオフ解禁に伴い、金融広報中央委員会が2005年度を「金融教育元年」とし、より金融教育に力を入れてきた。政府も「貯蓄から投資へ」というスローガンを掲げ、金融教育を推進している。また、様々な銀行や証券会社などもCSR活動として様々な金融教育活動を行っている。
- 20 ・イギリスにおいて学校教育における金融教育を担っているのは Pfeg であり、教材の作成も行っている。Pfeg は、3～11歳に対して行う金融教育のキットを希望する教員に対して無償で提供している。3～5歳までは、日本でいう小学校入学前なので、数字の数え方からお金の単位や価値、支払いやおつり、銀行についても学ぶ。さらに5～7歳では、ATMや郵便局さらには、イギリスにとってなじみの深い宝くじについても学ぶ。7～9歳の段階では、予算や領収書などに加え、小遣い帳などを書くための語彙も学び、チャリティなどお金に関する価値観などについても学ぶ。9～11歳の段階で
- 25

² 北海道教育大学教授

は、クレジットカードやデビットカードなど日本では、中学校段階で学ぶ内容も含まれている。さらには、経費、控除、リスクやリターンといった、日本では高等学校の商業でしか取り扱わない内容から、ギャンブルや貧困といったような問題にも触れている。

- 5
- ・イギリスの金融における学習のフレームワークについては、お金の管理の仕方、批判的な思考のできる消費者になる、リスク管理と感情、金融が人々の生活で果たす役割、の4つのカテゴリーに分類されている。その中でイギリスの学生が選択できるPSHD（個人と社会の生活：道徳や保健）の授業で、実践的な学習も取り入れている。「友達に明日返すのでお金を貸してと言われていたがたが一週間たっても返ってこず、自分もお金が必要であるためどうすればいいか」などのテーマで討論を行う。お金の計算や資産形成などだけではなく、実際に起こりうるような日常的なケースについても、教育を行っている。
- 10
- ・イギリスは、いち早く金融ビッグバンとして、金融自由化を先導した国でもあり、金融教育の基盤がしっかりとできていることがわかる。
 - ・日本においては、教材作成から行っているイギリスのPfeffのような、金融教育を行う機関がない。そのような充実した機関を作っていくことが日本においても金融教育の課題であるといえる。
- 15

20 佐藤 一郎³

佐藤（2015）では、大学の金融教育にスポットを当て、大学における金融教育が困難である理由を紹介するとともに今まで、日本で行われてきた金融教育について述べ、日本の多くの大学生が借入れを行っている奨学金に対するアンケートを基にそれに対する問題点及びそれを踏まえたうえでの大学における金融教育方法について述べている。以下がその内容である。

25

- ・2013年に金融経済教育研究会が発表した報告書によると、金融経済教育の意義、目的を(1)生活スキルとしての金融リテラシー、(2)健全で質の高い金融商品の供給を促すリテラシー、(3)我が国の家庭金融資産の有効活用につ

³城西大学 現代政策学部 准教授

ながら金融リテラシー、の3つに整理している。佐藤（2015）では、この3つをわかりやすく次のように解釈している。(1)と(2)の違いが分かりにくい、(1)はどちらかと言えば自己防衛の側面、(2)は需要者として、金融機関に良質の金融商品提供を求める攻めの一面である。また(3)は利用者側から見れば、資産の有効活用のため、国側から見れば、多くが預貯金で運用されている個人の金融資産を債券や株式にいかに取り込んでいくか、という狙いが込められている。

・近年の金融教育では、「金融リテラシー」の習得から「金融ケイパビリティ」の習得を身に着けることへと重点がシフトしてきている。従来の座学から演習形式のものに変わってきてはいるが、その題材は投資商品の選択等のものである、多くの大学生にとっても当事者意識が足りなかった。そこで、大半の大学生が利用している貸与型奨学金を題材として金融教育を行うことで当事者意識を持つことができる。

・金銭を借り入れすることの社会的（法的）責任の理解、借入金額と返済負担、可処分所得と返済の許容度、安定的な所得を得ることの重要性、情報センターへの個人延滞情報が登録されることの意味、これら5点を大学のキャリア教育に組み込むことで当事者意識の持てるような金融教育ができる。

先行研究の比較検討

楠元（2009）では、大学生に対して金融に関するアンケート調査を実施している。その中で、メディアで報道されるような金融に関する言葉は知っているが、しっかりと理解していないことがペイオフに関する設問で明らかとなっている。また、特に投資に関する設問では、学生の約6割が詐欺商品を投資先として選択しているという結果になっており、この結果から明らかに日本の投資に対する教育が遅れていることが分かる。楠元（2009）では投資というのは自己責任であり、高利益が期待できる投資ほどリスクも大きく、ハイリスク・ハイリターン原則であることを理解させることが金融教育を行うことにおいて重要であるとまとめている。確かに投資に対しての教育をする必要性は述べてあるが、具体的にどのような方法で金融教育を行っていくか述べられていない。

上で述べた具体的にどのような方法で金融教育を進めていくかについて、佐

藤（2015）において、ある提案がなされている。大学の金融教育について、実践的な教育を行う中でも大半の学生が借入れをしている貸与型奨学金を用いて、金融教育を行うというものである。これは当事者意識を高めるためである。これは、最終章で紹介する私たちの提案についても同じことが言える。

5 また、鎌田（2015）においては、日本より金融教育の進んでいるイギリスについて調査を行っている。イギリスの金融教育のシステムは日本も参考にするべき点はたくさんあるだろう。

10 私たちは、海外との比較も踏まえたうえで、学生という立場からどのような方法で金融教育を行っていけば、学生段階で金融リテラシーを身に着けることができるのかについて、議論を進めていく。

第2章 金融リテラシーとは

金融リテラシーとは、金融に関する知識である。しかし金融リテラシーの定義とは難しく、研究者によっても見解が別れることもある。

15 日本証券業協会のホームページによると「金融リテラシーとは、金融に関する知識や情報を正しく理解し、自らが主体的に判断することのできる能力であり、社会人として経済的に自立し、より良い暮らしを送っていく上で欠かせない生活スキル」と定義されている。

20 日本において金融というのは、イギリスのようにカリキュラムとして義務教育段階では組み込まれておらず、なじみがないといえるだろう。しかしながら、私たちはこの金融リテラシーはこれからの時代生きるためのリテラシーになるだろうと考えている。なぜなら、金利がゼロからマイナスに突入した時代であるからである。今後、金融に関する知識、すなわち金融リテラシーが不足していると様々な問題が起こることも考えられる。そのような事態を避けるためにも金融教育が必要であるといえるだろう。

25 この金融教育の必要性について次章で詳しく述べていく

第3章 日本における金融教育の現状とその必要性

第1節 現在の日本の金融教育

30 現在の日本の金融教育を政府によって行われているもの民間によって行われ

ているものに分類し整理する。初めに政府による金融教育について紹介する。

日本では金融庁、文部科学省、金融広報中央委員会などが金融教育の普及のために取り組んでいる。

5 金融庁では、「基礎から学べる金融ガイド」や「未公開株等被害にあわないためのガイドブック」などのガイドブックを作成するほか、金融経済教育研究会を設置し、「最低限身に着ける金融リテラシー」というリーフレットを作成し金融教育の普及に取り組んでいる。

10 文部科学省では、平成20年に小・中学校学習指導要領を改訂し、社会科や技術・家庭科に市場の働きや消費やの権利などの内容を取り入れた。また、平成21年には高等学校学習指導要領を改訂し、政治・経済や家庭科に金融教育の内容を取り入れた。このように、文部科学省では主に学校段階における金融教育の普及に取り組んでいる。

15 金融広報中央委員会は、主に「金融経済知識の提供」と「金融経済学習の支援」を行う組織である。ホームページや講演会などで、中立で公平な立場から金融経済知識を提供するなど、金融教育の普及に取り組んでいる。

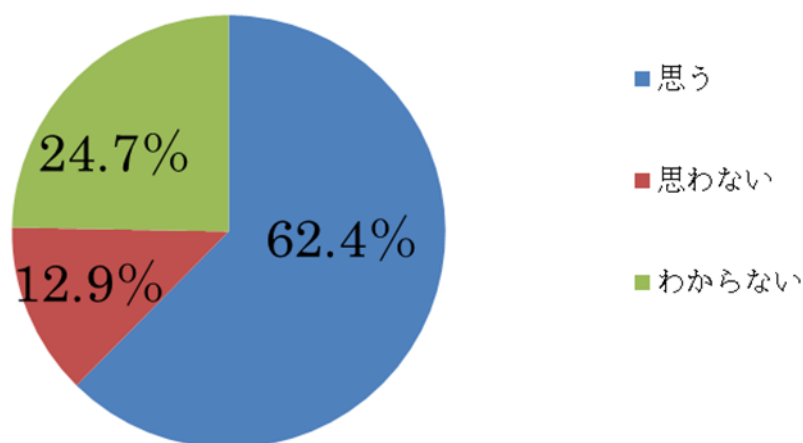
20 上記以外にも様々な省庁や政府機関などが連携して金融教育に取り組んでいる。具体的には、金融庁、消費者庁、文部科学省、有識者、金融関係団体がメンバーとなって金融経済教育推進会議を設置し、「金融リテラシー・マップ」を作成した。現在の日本における金融教育はこの「金融リテラシー・マップ」に基づいて行われているが、その具体的な内容は第6章で後述する。

25 また、政府による金融教育のほかに民間でも金融教育が行われている。全国銀行協会では、金融知識の普及のために教材の作成やセミナーを行うなど、金融教育の普及のため活動している。また、日本ファイナンシャル・プランナーズ協会（日本FP協会）では、「パーソナルファイナンス教育スタンダード」を作成し、人生の各段階において身に着けるべき金融に関する知識などをまとめている。他にも、日本証券業協会、投資信託協会などの組織が金融教育を行っている。

以上のように日本では様々な金融教育が行われている。しかし、2016年に金融広報中央委員会が我が国の人口構成とほとんど同一の割合で収集した全国

の18～79歳の25000人を対象に行った、「金融リテラシー調査」⁴を見ると金融教育の現状が分かる。この「金融リテラシー調査」では、下図3-1、3-2を見ると分かるように「金融教育は学校で行うべきと思うか」という質問に対して62.4%が「思う」と回答しているのにも関わらず、「在籍した学校、大学、勤務先で金融教育を受ける機会があったか」という質問に対して「受ける機会があった」と回答したのはわずか8.4%のみであった。このデータから見てわかるように、金融教育が必要であるという考えは半数以上であるにも関わらず、実際に行われている金融教育はその水準に達しておらず、十分ではないと言える。

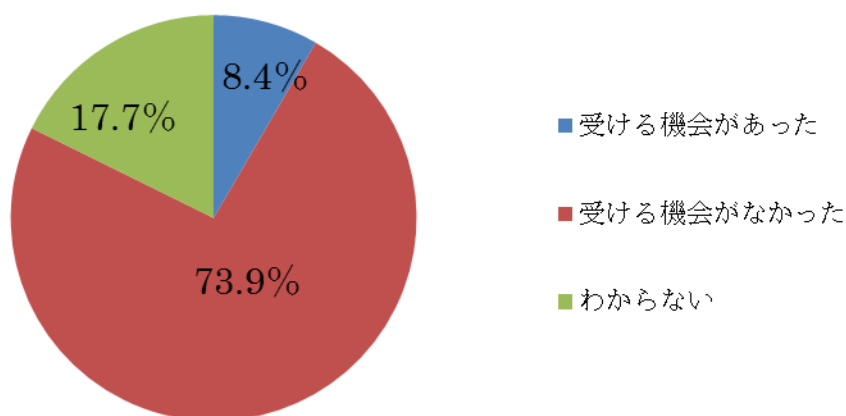
図表3-1
「金融教育を学校で行うべきと思うか」



(出所)金融広報中央委員会(2016)、『「金融リテラシー調査」の結果』より筆者作成

⁴ 『「金融リテラシー調査」の結果』 p16,p17 に記載されている。

図表3-2
「学校、勤務先において金融教育を受け
る機会があったか」



(出所)金融広報中央委員会(2016)、『「金融リテラシー調査」の結果』より筆者作成

第2節 金融教育の必要性

前説でも述べたように、日本の金融教育はそれを求めている水準を満たしているとは言えない。それに加えて、様々な要因で日本における金融教育の必要性が以前にもまして高まってきている。この要因については以下の3つが考えられる。

① 金融自由化

1996年の日本版金融ビッグバンにより金融大改革が行われた。この金融自由化によって、以前よりも多種多様の金融商品が取引されるようになった。これにより消費者にとって選択の幅が増えたが、その選択によるリスクも増えたことになる。金融商品の中には粗悪なものも含まれている。よって、消費者は自らによって金融商品を見極めることができる程度の金融リテラシーの習得が求められるようになった。

② 銀行預金金利の低下

現在の日本の銀行預金金利はかなり低く、銀行に預けているだけでは以前のように資産を増やすことができない。そのため資産を増やすためには投資などによる資産運用が必要になっている。

③ 年金制度の脆弱性

現在の日本は少子高齢化が進み、超高齢化社会に突入している。そのため最

近では年金制度の脆弱性が指摘されており、預貯金や国の年金だけに頼っている時代ではなくなったといえる。そのため政府も「貯蓄から投資へ」というスローガンを掲げて投資による老後の資産形成を促している。投資による資産形成をするためには金融知識が必要となり、そのためには金融教育が必要であると考えられる。

第4章 海外との比較

前章で日本では必要とされている金融教育の水準を満たしていないと述べたが、海外の金融知識や金融資産構成を比較することで日本の金融教育の水準を分析する。

第1節 金融資産構成による比較

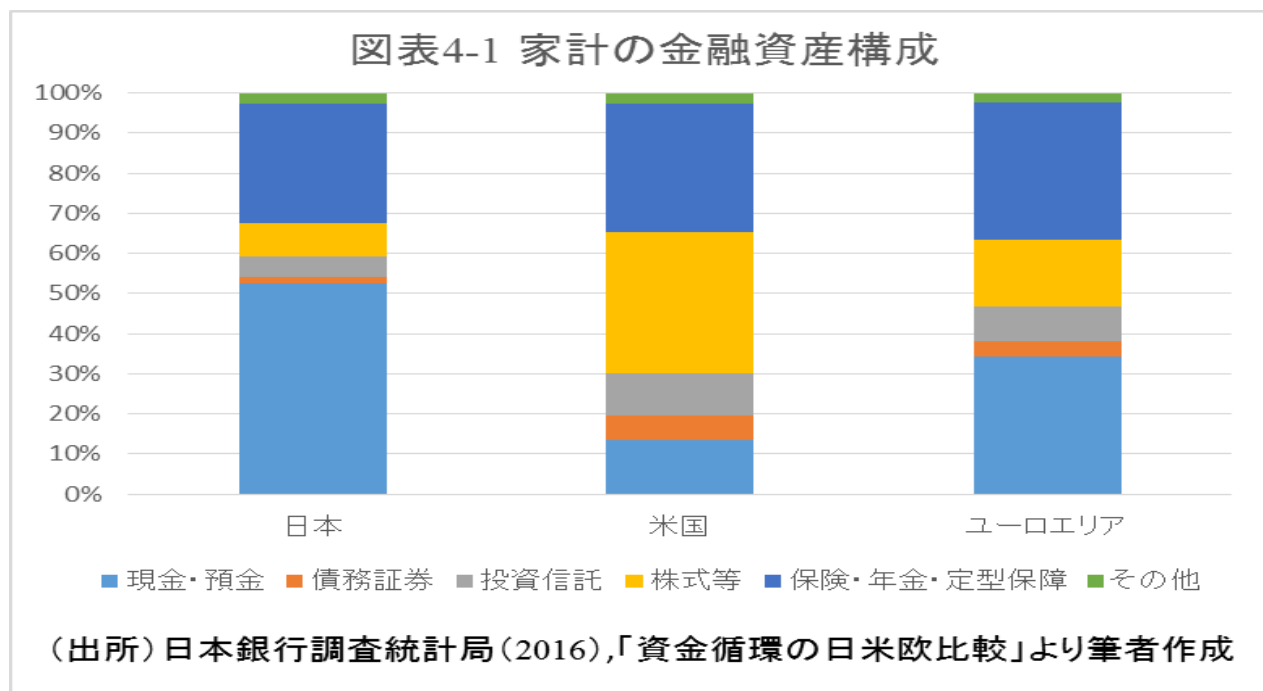
下図4-1は、日本銀行が発表した家計の金融資産構成である。家計における金融資産のうち、現金・預金、債務証券、投資信託、株式等、保険・年金・定型保障、その他の割合の統計の結果である。ここでは、米国やユーロエリアでの家計の金融資産構成の割合も示しているため、この3つのデータから日本と海外の金融資産構成の違いについて分析する。下図のデータは日本、米国が2016年6月末のものであり、ユーロエリアが2016年3月現在のものである。

下図4-1を見てわかるように、日本、米国、ユーロエリアの金融資産構成を比較したときの日本の最大の特徴は、現金・預金の割合の高さであると言える。米国とユーロエリアの現金・預金の割合はそれぞれ13.6%と34.4%であるにも関わらず、日本は52.7%と金融資産の半数以上が現金・預金である。明治時代に政府が貯蓄を推進し、「貯蓄が美德」という考え方が浸透していた。そのような時代背景が日本人の貯蓄思考が高いことの要因になっていると考えられる。保険・年金・定型保障の割合はいずれも30%前後となっており、大きな差はない。しかし、債務証券、投資信託、株式等を合わせた割合は大きく違う。日本は14.8%であるのに対して、米国では51.8%でユーロエリアでは28.9%となっており日本がかなり低いことが分かる。

確かに、預金も投資の一種ではあるが、債務証券、投資信託、株式等と異なるのは金融知識や金融リテラシーを必要とするか否かである。預金をする際に

金融知識や金融リテラシーが必要ない訳ではないが、債務証券、投資信託、株式等の投資を行う際は預金に比べ高度な金融知識や金融リテラシーが必要となる。

5 以上のことより、日本の家計の金融資産構成は、債務証券、投資信託、株式等の比較的高度な金融知識や金融リテラシーを必要とする投資の割合が米国やユーロエリアでのそれに比べ大幅に低いことが分かる。また、米国やユーロエリアでは日本よりも投資取引や投資市場が活発であるのではないかと考える。



第2節 金融知識調査における海外との比較

10 金融広報中央委員会が行った「金融リテラシー調査」(2016)では、その調査での正答率と海外で行われた金融知識調査の正答率を比較している。具体的には、経済協力開発機構(OECD)の金融教育に関する国際ネットワーク会議参加国14か国が行った調査「Measuring Financial Literacy」

15 (2010~2011)で英国との比較をしており、米国金融業界の自主規制機関FINRA(Financial Regulatory Authority)が行った調査「Financial Capability in the United States」(2012)で米国との比較をしている。

この結果、下の図表4-2で分かるように英国との比較では、金利、複利、インフレの定義、リスクリターン、分散投資についての5つの項目の正誤問題の正答率はほとんどの項目で日本が下回っていて、五問平均の正答率は日本

20 が約7%も低い。また、下の図表4-3で分かるように米国との比較では、複

利、インフレ、住宅ローン、分散投資、債券価格の5つの項目全てにおいて日本が下回っていて、5問平均の正答率は日本が10%も低いということが分かる。

5 以上のように、各国で行われた金融知力調査を比較すると、日本の金融知識の水準が英国や米国のような他の先進国などより低いことが分かる。また、前節で述べたように日本の家計の金融資産構成のうち比較的金融知識や金融リテラシーが必要である債務証券、投資信託、株式等の割合が米国やユーロエリアに対して圧倒的に低かった。この結果から英国や米国に比べ日本における金融リテラシーが低いことが分かる。この金融リテラシーの差を補うためにも金融教育が必要ではないかと私達は考えている。

10 日本も政府機関や民間団体がさまざまな金融教育を行っている点では英国や米国と同じであるが、ここまでの金融知識の差が生じるということは、日本の金融教育活動自体が十分ではない、もしくは国民の金融教育や将来のための資産形成に対する意識や関心が低いのではないかと考える。

15

図表 4-2	日本	英国
問題五問平均	58%	65%
①金利	66%	61%
②複利	43%	37%
③インフレの定義	61%	94%
④リスクリターン	75%	77%
⑤分散投資	46%	55%

図表 4-3	日本	米国
正誤問題五問平均	47%	57%
① 複利（五年後）	43%	75%
② インフレ	56%	61%
③住宅ローン	68%	75%
④分散効果	46%	48%
⑤債券価格	24%	28%

(出所) 『「金融リテラシー調査」の結果』より筆者作成

20 以上のように、英国や米国に比べて日本の金融資産構成は現金や預金が多く占めており、また金融知識に関しても理解度が低いため、日本の金融教育は海外に比べて普及しているとは言えない。そこで、次節では世界に先駆けて金融自由化を行い、日本よりも金融についての理解度が高い英国や米国の行っている金融教育と日本の金融教育を比較する。

第3節 英国の金融教育

福原⁵（2010）では、「2000年金融サービス・市場法が制定され、金融監督権限は、新たに設立されたFSAに一元化されることとなった。金融教育の観点から重要なことは、同法において、FSAの4つの法的責務の一つとして、金融教育の普及促進が規定されたことであり、以後の英国における政府を中心とした体系的な金融教育推進のバックボーンとして機能することとなる。」と書かれており、政府機関の英国金融サービス機構（以下FSAとする）が主導して金融教育を進めていたことが分かる。

FSAは2006年に「Delivering Change」を発表し、2006年から5年間にわたった金融教育の普及を国家戦略として定めて活動をした。このように、英国では金融教育を国家戦略として定めて金融教育の普及に努めていたことから、英国政府は金融教育の必要性や重要性を重く認識し、積極的に行動していると考えられる。なお、2010年金融サービス法によりFSAから金融教育の分野を切り離し、新たに金融教育を担当する機関として消費者金融教育機関（CFEB）が設立され、2011年に名称をマネーアンドサービス（MAS）と変更し、金融教育についての国家戦略を推進した。

また、学校段階における金融教育の導入も進んでいる。英国では5歳から16歳までを義務教育として定めている。その中で年齢の段階別に「Key Stages」（K.S.）を4段階に設定して各段階に合わせた教育を行っている。5～7歳をK.S.1、8～11歳をK.S.2、12～14歳をK.S.3、15～16歳をK.S.4としている。また、教育改革法により「ナショナル・カリキュラム」を導入した。最新の「ナショナル・カリキュラム」では金融教育を必修としており、日本の学習指導要領よりも金融教育についてはかなり進んでいると言える。

また、イングランド銀行では金融教育の一環として博物館を無料で公開している。イングランド銀行博物館では、中央銀行としての役割や機能を理解できるようなサービスを提供している。具体的には、イングランド銀行の歴史や、経済の中心での仕事の内容を説明する講演やプレゼンテーションを無料で受けることができる。また、紙幣、硬貨、書籍、家具、写真、彫像などのイングラ

⁵ 日本銀行情報サービス局 企画役

ンド銀行の 300 年以上の歴史に関係したコレクションを展示している。他にも学生を対象とした金融に関する大会を開き、成績優秀者に表彰をしている。このような活動によって学生に金融についての興味や関心を持たせる機会を作っている。

5 金融教育の普及促進を法的責務とするという点や金融教育をカリキュラムに導入しているという点は日本の金融教育との相違点である。

また、政府も金融教育を行う団体に財政支援を行っているため NPO の活動も積極的で、Personal Financial Education Group(以下 Pfeg とする)という団体が積極的な金融教育を行っている。Pfeg は主に子供や若者、学校に対し
10 て金融に関するさまざまなサービスを提供している。具体的には、

「ASKpfeg」と称して、子供や若者に対して金融についての相談やアドバイスやガイダンスを無料で行っている。また、「CPD training」では学校の教師に対して、質の高い金融教育を行うための知識やスキルを身につけるための
15 トレーニングをしている。また、「若者のためのワークショップ」では対話型のワークショップを開催し、お金を管理する能力を発展させる目的で活動している。このワークショップでは、年齢にあわせた金融教育を行うために KS1
~KS4 の各キーステージ段階においてテーマを設定している。このほかに
も、金融教育のカリキュラムの作成、教材の作成なども行っている。

20 第 4 節 米国の金融教育

1980 年代の金融自由化により、金融教育の必要性を認識した米国政府は連邦準備制度理事会 (FRB) や連邦預金保険公社 (FDIC) などの政府機関が金融教育を開始した。2003 年には FRB や FDIC などの政府機関によって構成された金融教育委員会が設置された。金融教育委員会は金融教育に関する国家戦
25 略を策定するなど、金融教育の普及に努めている。

しかし、米国の教育制度は日本や英国とは大きく異なり、各州政府によって行われる。よって、全米共通のカリキュラムが存在するのではなく、州の教育省や学校区がカリキュラムや教科書を決定する。そのため、金融教育に関してもその内容や程度は各州の裁量で決定されている。福原 (2008) では、「高
30 校で金融教育を必修科目と指定している州は 2008 年現在 8 州」と書かれてお

り、多くの州では金融教育を必修科目にしていないことが分かる。この要因としては、授業時間制約の問題や教師の金融知識の問題などが考えられる。これは日本での金融教育の問題と共通しており、英国のように共通のカリキュラムを作成し国の主導のもと金融教育を行わなければ、現状では金融教育を必修科目に指定するのは難しいのではないかと考える。

上記したように、米国では金融教育を必修科目に指定している州は少ないが、NPO などの団体による金融教育の活動が活発である。代表的な団体としてジャンプスタート連盟や全国経済教育協議会（以下 NCEF とする）が存在する。ジャンプスタート連盟や NCEF などの NPO と政府機関が連携し、金融教育を行っている。ジャンプスタート連盟は NPO ではあるが、企業、金融関係、非営利団体、政府機関などの 150 以上の組織によって構成されている。具体的な活動としては、「The national standards」という学校段階において身に着けるべき金融知識の国家基準の作成、4 月を「金融リテラシー月間」と定めて国民の金融リテラシーの重要性についての意識を高めること、「クリアリングハウス」という金融に関する教材をインターネット上に無料公開する活動、教師のための金融教育などを行っている。また、経済教育法により金融教育を行う NPO などに国からの助成金を給付する制度を確立するなど、政府が NPO の活動を支援している。

このように、米国での現在の教育制度では学校段階での米国政府による主導的な金融教育は難しいが、NPO との深い連携や金融教育を行う NPO に対して助成金を給付することで NPO の金融教育の支援を行っている。この点が日本との違いではないかと考える。

第 5 章 学校段階において習得すべき金融リテラシー

25 第 1 節 各段階における金融リテラシー教育

ここからは、学校段階においてどのような金融リテラシーを習得していくべきかについて考察していく。第 4 章にも書いたように現在の日本は、金融リテラシー教育において、他国に比べ、遅れをとっており、また、社会システムの変化によって、国民が現状よりも高い金融リテラシーを身につける必要性が高まっている。そこで重要となるのが、学校段階でどの段階までの金融リテラ

シーを習得するののかという点である。

そこで私たちは、学校段階で『社会に出るまでに株や為替などの投資のシステムやリスクの知識を身に付ける』という目標を設定することにより、投資が将来、資産形成手段となりうることを提案したい。そしてこの目標にあわせ、

5 小学校、中学校、高等学校、大学での金融リテラシー教育について考えていく。そこで、金融広報中央委員会が公表している「金融リテラシー・マップ」という生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシーの内容を具体化して年齢層別にマッピングしたものを参考にしたい。その内容をまとめたものを図表 5-1 に記す。

10 図表 5-1 ■金融リテラシー・マップの主な内容

「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー」の内容の4分野

①家計管理

[適切な収支管理（赤字解消・黒字確保）の習慣化]

- 15
- 家計の収支の適切な管理が必要であることを理解し、習慣となり、実行できる
 - 現状の収入や支出を的確に把握できる

②生活設計

[ライフプランの明確化およびライフプランを踏まえた資金の確保の必要性の理解]

- 20
- ライフプランの実現のために、経済的な裏づけとして資金を確保することが必要なことを理解し、必要な資金を貯蓄、運用、借入などにより計画的に準備することができる

③金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択

[金融取引の基本としての素養]

25 I. 契約にかかる基本的な姿勢の習慣化

- 金融商品ほかの契約を行う際には、契約内容および、契約に伴う責任を確認し、理解できない契約は締結しないことが習慣となっている
 - 契約締結後も、金融商品を巡る状況を定期的に確認することが習慣となっている
- 30

- II.情報の入手先や契約の相手方である業者が信頼できる者であるかどうかの確認の習慣化
- 金融取引を行う前に、情報の入手先や取引相手方が信頼できる業者であるかどうかを確認することが習慣となっている。
- 5 III.インターネット取引は利便性が高い一方、対面取引の場合とは異なる注意点があることの理解
- インターネット取引では、情報摂取、不正アクセス、誤発注、障害といった対面取引の場合とは異なる様々な危険が伴うことを理解している。
- [金融分野共通]
- 10 I.金融経済において基盤となる重要な事項（金利（単利・複利）、インフレ、デフレ、為替、リスク・リターン等）や金融経済に応じた金融商品の利用選択についての理解
- 金融経済の基盤となる重要な事項を理解している
- II.取引の実質的なコスト（価格）について把握することの重要性の理解
- 15 ○金融商品を利用選択において取引の実質的なコストを十分に理解する
- [保険商品]
- I.自分にとって保険でカバーすべき事象が何かの理解
- リスク管理の基本を理解している
 - 保険商品を利用選択する前に、自分が何のリスクに備えるべきかよく整理したうえで判断できる
- 20 II.カバーすべき事象発現時の経済的保障の必要性の理解
- 保険以外で賄える金額も勘案し、保険商品でどの程度の金額が備わっているかが必要か把握したうえで保険商品を適切に利用・選択できる
- [ローン・クレジット]
- 25 I.住宅ローンを組む際の留意点の理解
- 住宅ニーズを考慮したライフプランを描いている
 - 住宅ローンについて基本的な特徴を理解している
- II.無計画なカードローン等やクレジットカードの利用を行わないことの習慣化
- 30 ○ローン等を、生活設計の中で位置づけている

○カードローン等の消費金額やクレジットカードの特徴とメリット・デメリットを理解している

[資産形成商品]

5 I.人によってリスク許容度は異なるが、仮により高いリターンを得ようとする場合には、より高いリスクを伴うことの理解

○自らの生活設計の中で、どのように資産形成をしていくかを考えている

○リスクとリターンの関係を正しく理解している

II.資産形成における分散（運用資産の分散・投資時期の分散）の効果の理解

10 ○分散を行うことにより、リスクの低減を図ることができることを理解している

III.資産形成における長期運用の効果の理解

○複利効果は長期投資になるほど高い効果が得られることを理解している

II.資産形成における分散（運用資産の分散・投資時期の分散）の効果の理解

15 ○分散を行うことにより、リスクの低減を図ることができることを理解している

III.資産形成における長期運用の効果の理解

○複利効果は長期投資になるほど高い効果が得られることを理解している

[外部の知見の適切な活用]

20 I.金融商品を利用するにあたり、外部の知見を適切に活用する必要があることを理解している

○金融商品の利用の是非を自ら判断するうえで必要となる情報の内容や相談しアドバイスを求められる適切で中立的な機関や専門家等を把握し、的確に判断する

第2節 小学校における金融教育

25 小学校の段階では、金融広報中央委員会の金融リテラシー・マップでも記されているように、社会の中で生きていけるような力の基礎を身につけることが必要とされている。小学生の間に投資などの高度な知識を身につけることは困難であるが、日常生活において、お小遣いの使い道を考えたり、親の買い物に同行したりすることで、徐々にお金の大切さや、使い方について学んでいく

ことが望まれる。また、お小遣い帳をつけさせることで、より効果的に収支管理についての基礎的な力が養われることが考えられる。

さらに、それだけではなく学校での生活科や社会科、家庭科などの授業を活用することによって、金融リテラシーを学ぶ機会をつくることができる。しかし課題として、学校カリキュラムとして統一されていないため、教員や学校の金融リテラシー教育への意識の強さによって子供の能力に差ができてしまうことが予想される。また、現在は、小学生がスマートフォンやパソコンを扱うことが当たり前になってきている。そのため、子供が金融犯罪に巻き込まれる危険性が高まっている。このような課題について、各学校から教員へ小学校段階での基礎的な金融リテラシー教育の重要性について理解を促し、生活科や家庭科の授業が子供の金融リテラシーの重要な基盤づくりになることを各教員に理解してもらうことが必要であると考え。また、金融犯罪の防止に関しても、教員が金融犯罪の現状に付いて把握し、小学生に指導できるようにしておくことが望まれる。

15 第3節 中学校における金融教育

中学校の段階では、金融リテラシー・マップでも記されているように、将来、自立できるように、基本的な力を身につけることが必要だと考えられている。これに加えて私達は本章の第1節で提案した目標を達成するためには、高等学校の段階で株や為替などの投資について触れる必要があると考え、そのためには中学校の段階でその内容について学ぶ理由について理解しておく必要があると考える。中学校段階で金融リテラシーを身につける必要があることについて理解を促すことで高等学校にて行われる金融リテラシー教育への意欲、関心が高まることが考えられる。

また、金融リテラシー・マップのように、生活するうえで必要な金融商品などの内容についての指導も大切である。中学生になると、自分でお小遣いを管理する人もおり、買い物も親と同行しなくなる人が増えてくることが考えられ

る。そのため、お金の収支管理や、生活設計を自分で立てることができる基礎的な能力が自然と身についてくることが予想される。しかし、まだ中学生の段階では、金融商品に付いての知識は不十分であることが考えられ、過度な消費活動や金融トラブルに巻き込まれることの不安がある。さらに、近年、情報化

5 社会においてスマートフォンやパソコンなどを用いてネット通販や、ネットオークションの普及により、中学生でも気軽に金融取引を行える状況にあるため、契約に関する基礎的な知識や、悪徳商法などの見分け方についても学んでおく必要がある。

しかし、中学生の期間は、高校受験で必要となるような主要5教科の勉強が

10 中心となっており、通常の授業で定期的に金融リテラシーを習得していくことは現時点のカリキュラムでは困難である。そこで私たちが提案したいのは学校が、ホームルームの時間を利用することや、外部講師を呼ぶなどをして、より専門的な知識を身につけさせていくことが大切であると考えられる。

第4節 高等学校における金融教育

15 高等学校の段階においては、金融リテラシー・マップでは、社会人として自立していくための基礎的な力を養う時期であるとされており、生活設計や消費生活に活用できる能力を身につけることなどを目標としている。これに加え、私達は株や為替などの投資についても、高等学校段階で基礎的な知識を身につけておくことを提案する。現在は高等学校において金融教育を受ける機会

20 とんどなく、高等学校の段階で株や為替などの投資についての内容や運用方法については習得することができていない。さらに、大学では一部の授業で金融について学ぶことができるが、高卒就職者は社会に出てからも株や為替などの投資の内容について学ぶ機会がなく、独学でしか知識を身に付けられない状況である。

25 また、金融リテラシー・マップのように高校生の段階で、自分の将来を現実的にしっかりとイメージし、家計の管理、生活設計を立てることができること

が望まれる。保険商品などの基本的な金融商品についても中学生の段階よりも、より具体的に理解しておく必要がある。不当勧誘、金融商品取引業の説明義務違反といった金融トラブルが存在するということが、またその防止方法について理解し、自分の意思決定が、家計に直接影響するようになることを自覚しておかなければならない。しかし、教員によって金融知識に差があることや総合学習の時間が少ないこと、部活動やバイト、就職試験で多忙なことを考えると、金融教育も受けられる環境ではないと考えられる。イギリスやアメリカのように学校カリキュラムに金融についての授業を組み込むことが一つの方法であるが、現状では、時間やコストなどによる課題は多く、困難であると考えられる。このような状況で高校生が金融知識を身に付けられるように、私達は外部講師、そして学生が空いた時間に自由に学習できるようにインターネットを利用して、授業をネット配信することを提案する。詳しくは第6章にて説明する。

第5節 大学における金融教育

15 大学は社会に出るための最終準備期間であり、金融リテラシー教育についても、より専門的な知識を身に付けておく必要があると考える。そのためには、株や投資などについて、高等学校段階より具体的に深く学ぶと同時にインターネットでの投資シミュレーションを利用するなど、実践的な金融リテラシー教育をすることで、本章の第1節で提案した目標のように、社会に出た際にしっかりと株や投資が資産形成のひとつの選択肢になっていることが望まれる。しかし、現在の大学のカリキュラムでは、経済学部の一部の学生が「金融論」などの講義を通して学ぶことができる状況であり、他学部の生徒でも受講できるように一般教養科目に金融に関する授業を組み入れることを提案する。さらに、学部を問わず全学生が普段から新聞やテレビニュースなどのメディアを利用するなどして自主的に金融経済の現状に関心を持つことが望ましい。

また、金融リテラシー・マップのように、将来の生計プランの設計をするに

あたっての下地づくりを大学の段階で行っておく必要がある。大学生のほとんどがアルバイトをしており、その収入を自由に使うことができるようになる。また、親元から離れ、一人暮らしを行う学生は、家賃や光熱費、食費なども、そのアルバイトでの収入や奨学金、親からの仕送りでまかなっている。このように、高等学校段階よりもお金を使う機会、そして、金額も急激に増えることが予想できる。このことによって本章の第4節までで挙げたような金融トラブルが現実的に起こるリスクが急激に増加する。そこで、このような事を自覚したうえで、金融商品のリスクやリターンについて理解したうえで貯蓄、運用などをすることが重要であると考えられる。

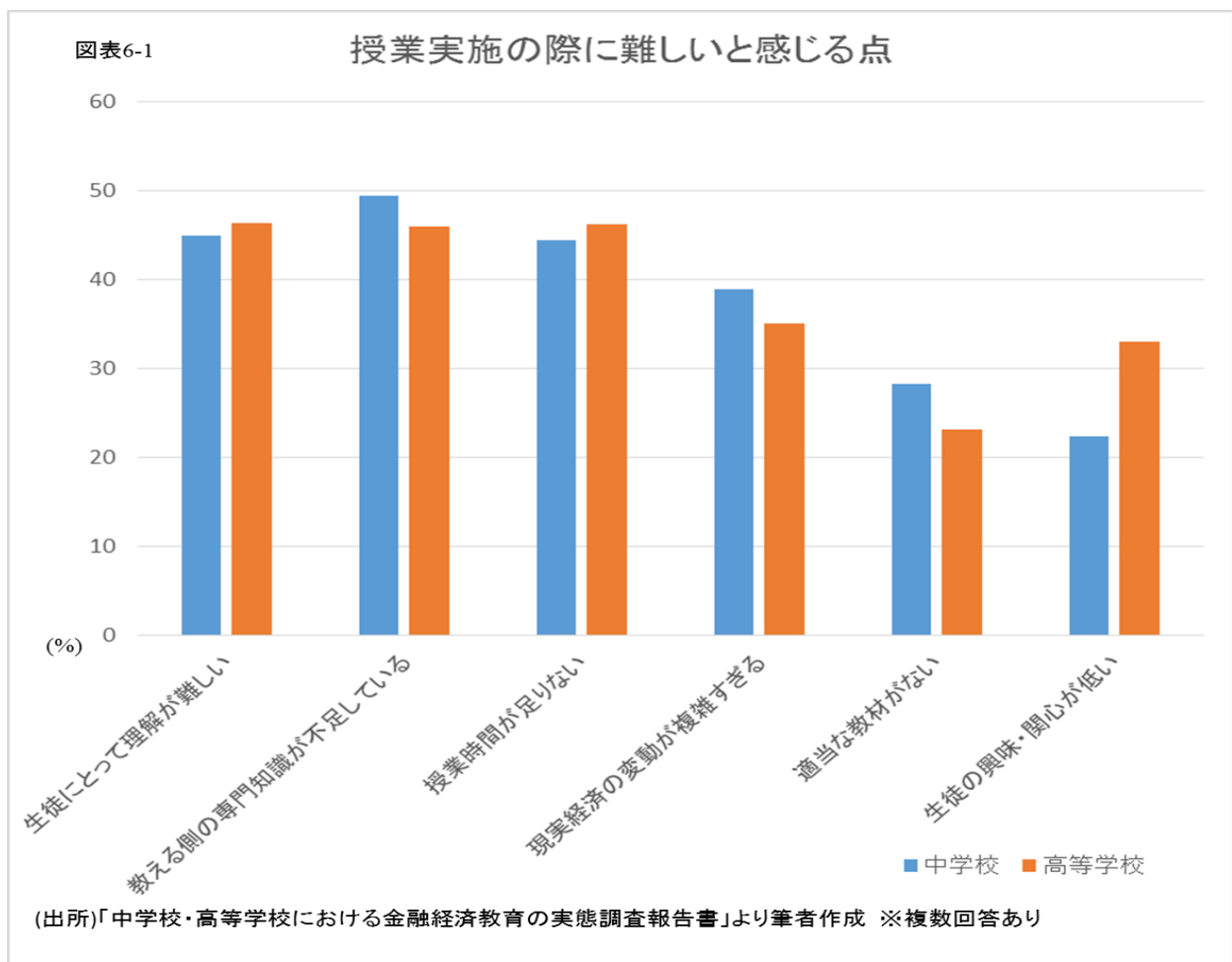
10 これまで本章では、小学校から大学までの学校段階において目標に沿って考察してきたが、第1節で提案した目標に達するために、各段階でどのような方法が効果的かについて、具体的に次の章で考察していく。

第6章 習得方法についての具体案

15 前章では、学校段階におけるカリキュラムについて述べたが、本章では学校の各段階における目標を達成するための具体的な提案について述べる。

第1節 外部講師

20 まず、前提として今まで金融教育が活発ではなかったため、学校の教師たちは授業の展開方法について頭を悩ませているという事実がある。以下に示す図表は、中学校と高等学校それぞれの教師を対象に行った、「授業実施の際に難しいと感じる点」についての調査結果である。(図表 6-1)



上に示した図表から、「生徒にとっての理解が難しい」ことや「教える側の専門知識が不足している」ことが多数を占めていることが分かる。学校の授業に加えて外部講師によるセミナーを開設することで、子どもたちにとっては学校の教師からは学ぶことのできないような、より専門的な金融知識を習得できること、そして教師にとっても専門知識を得られることが期待できるので、課題の克服にもつながるはずである。

外部講師の団体の例として、全国銀行協会が挙げられる。全国銀行協会では、学校向け普及活動として、「どこでも出張講座」を行っており、全国の小学校、中学校、高等学校、大学において様々な授業テーマで外部講師として講義を行っている。そして、学校側は無料で利用できるため、コスト面における負担がないと言える。

小学校においては、保護者にも同伴してもらい、親子で参加することを推奨する。家庭における金融教育も必要となるため、保護者もまた金融リテラシーを身に付けることが望ましいからである。また、講義内における DVD の活用は、児童の興味を引き立てるための有効的な手段であろう。

中学校においては、総合学習やホームルームといった授業時間に月に一度程度で外部講師による講義の時間に充てる。また、金融システムの仕組みや前章にもあった通り、詐欺などの金融犯罪や金融トラブルに巻き込まれないように指導する。これに加えて、投資について少しでも認識させる必要がある。特に、
5 投資に関する授業においては、なぜ投資が今後必要となるのか、要するに「投資の必要性」について理解させなければならない。なぜなら、投資の必要性を理解していなければ投資をしようという意欲が起こらないからである。少子高齢化が急激に進んでいる現代においては、第3章でも述べた通り、金利の低下や年金制度の脆弱性によって預金をするだけでは、資産形成が難しくなっているため、投資という資産形成手段についても学び、将来の資産運用のための選択の幅を広げておくべきである。
10

高等学校においては、中学校のように授業内で講義の時間をとることが難しいので、放課後にセミナーを開設する。さらに、部活動や塾やバイトなどで忙しく参加できない生徒のために、講義の映像をネット配信したり、ホームページに載せたりして、後からパソコンやスマートフォンで誰でもいつでも見ることができるよう環境を作る。セミナーを受けた人でも、分からないところや聞き逃した内容について繰り返し視聴できるため理解が深まる。
15

また、全国銀行協会では、学校に金融教育の教材を無料で配布しているため、先ほどのアンケートにも挙がっていた「適切な教材がない」という課題にも対応できる。
20

次に、高等学校において、月に一度の簡単な投資ゲームを行うことを提案する。3年生は受験などで忙しい時期なので、1年生と2年生を対象にホームルームの時間を利用し、生徒の意欲を向上させるためにクラス対抗でゲームを行い、優勝したクラスには特典を付与する。実際に、投資に触れることができるので、興味を引き立てたり、投資を身近に感じてもらえるだろう。先に挙げたセミナーへの参加者が増えることも期待できる。
25

また、大学の段階において、高等学校での投資教育を踏まえた実践的な投資教育を取り入れるため、単位のある一般教養科目として、3日間の集中講義という形で「金融」の科目を開設し、シミュレーターや株式投資ゲームをその中で行うことを提案する。そうすることで、3日間を通して、資金をどれぐらい
30

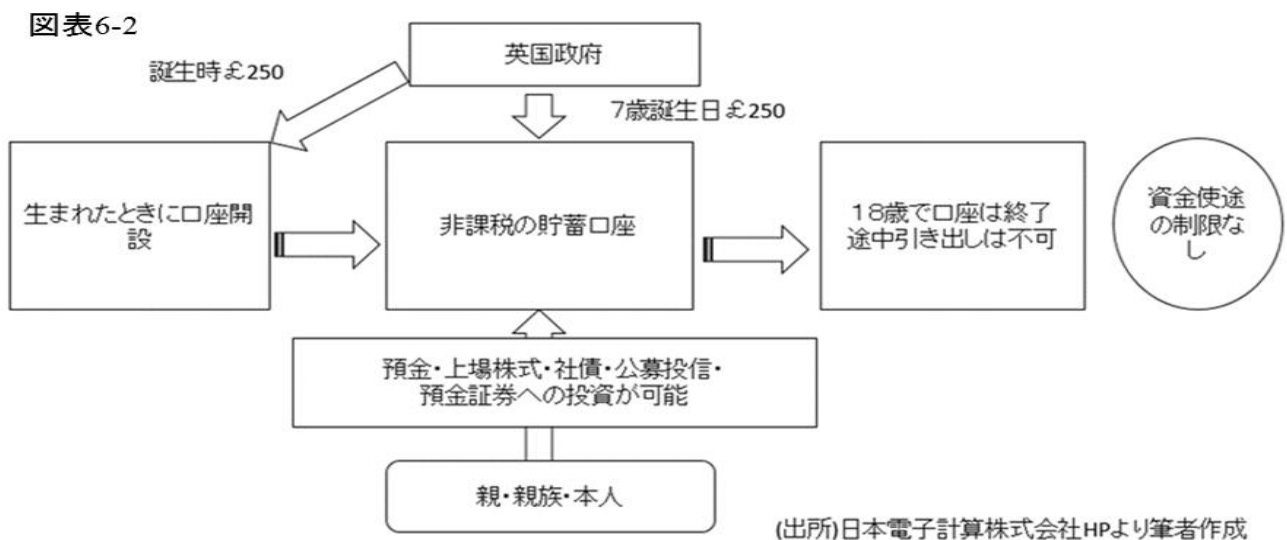
増やすことができたか、あるいは損をしてしまったかという結果を見ることができる。

最後に、金融教育をより実践的で浸透しやすくする方法として、「Child Trust Fund(チャイルド・トラスト・ファンド)制度」を導入することを提案する。

第2節 CTFの導入

将来的に必要となるお金を積み立てていくために、資産運用の一つの手法として学校段階での投資教育を行う必要性について本稿で述べてきたのだが、それをより実現しやすくするために私たちはイギリスの Child Trust Fund(以下 CTF とする)にならった制度を導入することを提案したい。

CTF とは 2005 年 4 月からイギリス政府が作った制度で、その内容については、子供が誕生した際に政府から 250 ポンドが支給される。そして、親は子供が誕生して 1 年以内に運用のための口座を子供名義で開設する。その後、7 歳の誕生日にもう一度 250 ポンドが支給される。その口座に入金されたお金は株式や債券、投資信託、預金、生命保険等に投資することができ、この時得た配当や利子は非課税となる。この口座に入金されたお金は、子供が 18 歳になるまでは引き出すことはできないが、18 歳の誕生日を迎えた後は口座内のお金を個人の自由に使うことができる。(電子計算株式会社ホームページより引用)(図表 6-2)



第3節 CTFを導入する目的

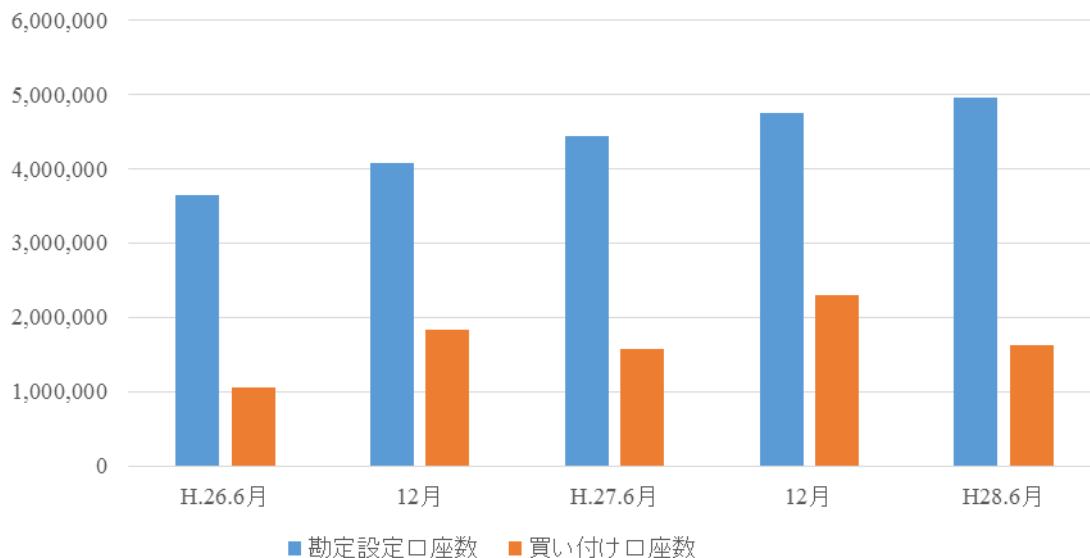
ここで、私たちが CTF を導入することを提案する目的は、資産運用をより身近に感じてもらう、また資産運用が自身の将来のためになるということを理解してもらうという点である。

- 5 今日の日本においては、投資家などの投資のプロももちろんいるが、一方で一般の人には、まだまだ資産運用としてのひとつの手段として完全に認知されているとは言えないのではないだろうか。将来的に投資も資産形成において重要な選択肢のひとつとなることは先ほど述べた通りであるので、小さいころから資産運用のことを意識することができる CTF のような制度が整えられるべきであるだろう。

第4節 NISA及びジュニアNISAとCTFとの比較

- 15 今日の日本では制度として、少額投資非課税制度(以下 NISA とする)が実施されている。この制度の狙いとして、個人の資産形成の促進、ということがあり、私たちの考えている、将来のために資産形成を行う選択肢を広げる、という部分と類似した部分もあるため、現在実施されている NISA をより活用すべきだ、という意見ももちろんあるだろう。確かに、日本証券業協会の『NISA 及びジュニア NISA 口座開設・利用状況調査結果(主要 10 社)』(日本証券業協会,2016)によると NISA の勘定設定口座数は年々増加傾向にあり今後より活発になっていくことが見込まれる。しかし、勘定設定口座数の中で実際に稼働している口座は2年間を通して約3割程度であり、このことから実際に NISA を利用している層はほぼ変化がない、ということがわかる。(図表 6-3)

図表6-3 NISAにおける口座数全体と稼働口座数の対比



(出所)日本証券業協会(2016),『主要証券会社10社のNISA口座利用状況』より筆者作成

また NISA に加えて平成 28 年よりジュニア NISA が実施されることになりより幅広い年齢層に非課税枠を設けることとなった。ここでジュニア NISA と CTF において共通している部分は、子が 18 歳になるまでお金を引き出せない、という点である⁶。相違点については、CTF は給付型に対し、ジュニア NISA は口座開設型だという点である。そのため、NISA やジュニア NISA は積極的に投資を行う人にとっては魅力的な制度ではある。しかし、投資などを行わない人にとってはあまり意味のない制度であるとも言えるだろう。ここで、次のデータを見てもらいたい。

10 投資に関するデータとして『若年層を中心とした個人による投資の現状と NISA の利用促進に向けた課題に関する調査』(野村総合研究所,2015)によると、投資無関心層に対して投資のイメージについてアンケートを行ったところ、割合が大きかった回答として「自分とは関係ない」の項目が 27.8%、「興味がない」の項目が 31.0%ということであった。こういった約 3 割の人たちに対して、金融教育を行うには NISA のように投資に関する非課税枠を設ける、
15 というよりは CTF のように資産運用専用の口座に加えて、そのためのお金をひとりひとりに給付する、という制度の方が少なくとも資産運用に対して考える機会を与えることができるだろう。ゆえに私たちは幅広く国民に資産運用を

⁶ ジュニア NISA に関しては途中引き出しも可能だが課税対象となる。

行う機会を提供するには NISA やジュニア NISA よりも CTF の方が効果的であると考えている。

第 5 節 CTF を導入するための課題

5 しかし、もともと導入していたイギリスでは財政上の理由で CTF は廃止されジュニア ISA という制度にとって代わることとなった。日本でもそのまま CTF を模倣したのでは国の財政を圧迫しかねない。また、いきなり全国的にこの制度を導入するのは現実的に難しいだろう。そこで CTF の給付対象を限定することを提案する。

10 例えば、国が指定した高等学校を投資教育指定校とし、入学した生徒に対してイギリスの CTF 制度に倣いお金を支給し、それを元に卒業するまで、それぞれ資産運用を行うという形をとるのであれば、あまり予算もかからず、実践的な投資教育を行うことができるのではないだろうか。その指定校が結果を出すことができれば次は他の指定校を作る、といったように少しずつでも子供たちが投資を身近に感じられるように社会制度をととのえていくことで、日本人が
15 投資に積極的なることができるだろう。

また財源の問題に関しては、日本では児童手当や子ども手当てといった制度が実施されてきたが、その給付分を CTF 導入のための費用に割り当てること
20 ができるのではないか。これらの制度によって給付するお金は月額 1 万円程度と一見大きな額ではないが年単位で考えると 12 万円給付されており、2 年分児童手当を給付されることを考えると、本来の CTF において支給される額と同等の金額が支給されることとなる。ゆえに、児童手当の 2 年分の給付金を各家庭で資産運用してもらうことで、金融に関する知識を向上させられる、そのうえ各家庭で資産運用の結果得たお金で子供のための進学やその他の子供のための諸経費をまかなえるかもしれない。

25 第 6 節 CTF の効果

CTF の導入によって、先述した外部講師による講義との相乗効果が期待できるだろうと私たちは考えている。その理由としては、各個人が当事者意識を持つことで学校教育段階での金融教育の充実や外部講師による講義への参加が積極的になることが考えられるからである。

30 第 3 章で述べたように金融教育が浸透していない現在の状況においては、学

生段階ではほとんど投資について触れる機会がないため金融教育に対する当事者意識がないのも浸透していない理由のひとつとして挙げられるだろう。そのため、CTF の導入によって学生たちは投資に触れる機会が得られ、当事者意識を持つことができるので、外部講師による講義もよりよい教育効果が得られると考えられる。このように、私たちが考えた2つの提案が学校における金融教育において、学生の意識改革につながると私たちは考えている。学校段階でそのような意識改革を行うことで将来の資産形成のための選択の幅を広げることができるであろう。

10 以上で挙げたような効果が期待できるため、この制度は金融に対して関心が低い日本人にとっては、とても有効的な制度であると私たちは考えている。

おわりに

本稿では、金融教育の必要性が高まってきた背景を考え、金融リテラシーマップを参考に各段階に必要な金融教育について考察してきた。日本では、アメリカやイギリスといった諸外国に比べて、金融リテラシーが不足していること、そして貯蓄による資産形成が主となっていることが現状として挙げてきたが、第3章にもあるように、金利の低下や年金制度の脆弱性から、貯蓄以外にも資産形成の方法を考えなければならなくなっている。金融犯罪などから身を守るための金融リテラシーと投資のように資産を増やすために学ぶべき金融リテラシーの両方を兼ね備えておくことが今後求められる。そのためにも、学校段階において、各段階でそれぞれ適切な金融教育を行っていく必要がある。

そこで、私達は金融教育を行う上で、第6章で掲げたような学校の各段階ごとに目標を設定し、その目標の達成のための具体的な方法について、第7章で外部講師によるセミナーとCTFの導入という大きく分けて2つの提案を示した。それらを活用し、学生のうちから投資に触れることで、その必要性についても理解することが重要であるだろう。私たちが第7章で述べた2つの提案を踏まえた金融教育によって、投資も将来的に資産形成の手段のひとつにできるような金融知識を身に付けることができるだろう。

参考文献

30 はじめに

大学生における金融教育への暫定提言

<http://www.jasfp.jp/pdf/15-fujino.pdf>

第1章

5 楠元 町子(2009),「学校における金融教育の現状と課題-大学生の金融経済知識の調査を中心に」

<http://aska-r.aasa.ac.jp/dspace/bitstream/10638/1005/1/0027-004-200903-065-074.pdf>

10 鎌田 浩子 (2015),「イギリスにおける金融教育」,『釧路論集：北海道教育大学釧路校研究紀要』,第47号:p41 - 46,2015年12月

<http://s-ir.sap.hokkyodai.ac.jp/dspace/bitstream/123456789/7929>

佐藤一郎(2015),「わが国の金融教育の課題解決のために - 貸与奨学金制度を題材にした大学生向け実践的金融教育の提案 - 」,2015年3月

15 http://libir.josai.ac.jp/il/user_contents/02/G0000284repository/pdf/JOS-18819001-0901.pdf

第3章

金融経済教育推進会議,「金融リテラシー・マップ」,2016年1月,

<https://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/literacy/pdf/map.pdf>

20 金融広報中央委員会,『「金融リテラシー調査」の結果』,2016年6月,
<https://www.shiruporuto.jp/finance/chosa/literacy2016/pdf/16literacy.pdf>

金融広報中央委員会ホームページ,<http://www.shiruporuto.jp/>

金融庁ホームページ,金融経済教育に関する情報,

<http://www.fsa.go.jp/teach/kyouiku.html>

日本FP協会ホームページ,『「パーソナルファイナンス教育スタンダード」

のご紹介」,https://www.jafp.or.jp/personal_finance/about/standard/
文部科学省,「文部科学省における金融経済教育の取組について」2014年11
月,

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/kondankai/dai04/siryou7.pdf>

5

第4章

イングランド銀行ホームページ,

<http://www.bankofengland.co.uk/Pages/home.aspx>

英国政府ホームページ,The national curriculum,

10 <https://www.gov.uk/national-curriculum>

金融広報中央委員会,『「金融リテラシー調査」の結果』,2016年6月,

<https://www.shiruporuto.jp/finance/chosa/literacy2016/pdf/16literacy.pdf>

日本銀行調査統計局,「資金循環の日米欧比較」,2016年9月,(2016年10月訂
正),

15 <https://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjhiq.pdf#search='%E8%B3%87%E9%87%91%E5%BE%AA%E7%92%B0+%E6%B5%B7%E5%A4%96%E6%AF%94%E8%BC%83'>

福原敏恭(2010),「グローバルに拡大する金融教育ニーズと英国における金融
教育の動向」,2010年8月,

20 <http://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/report3/pdf/ron100816.pdf>

福原敏恭(2008),「金融イノベーションの進展と米国における金融教育の動
向」,2008年10月,

<https://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/report2/pdf/ron081017.pdf>

文部科学省ホームページ 文部省調査局(1962),「日本の成長と教育」,第3章
25 教育の目標・内容と社会・済の発展,2 わが国の教育目標・内容の史的展開,(3)
教科内容—道徳教育を中心として—

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpad196201/hpad196201_2_024.html

FSA,「Financial Capability in the UK : Delivering Change」,2006年3月,

30 http://www.fsa.gov.uk/pubs/other/fincap_delivering.pdf

Pfeg ホームページ,

<https://www.pfeg.org/>

第5章

- 5 日本証券業協会ホームページ 金融リテラシー・マップ,2016年,6月,
<http://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/literacy/>

第6章

- 10 株式会社野村総合研究所 (2015) ,「若年層を中心とした個人による投資の現状と NISA の利用促進に向けた課題に関する調査」,2015 年 1 月,
<http://www.fsa.go.jp/common/about/research/20151001-1/02.pdf>
金融経済教育を推進する研究会 (事務局 日本証券業協会)(2014),
「中学校・高等学校における金融経済教育の実態調査報告書」,2014 年 4 月,
http://www.sda.or.jp/manabu/kenkyukai/content/report_jittai.pdf
- 15 日本証券業協会(2016),「主要証券会社 10 社の NISA 口座利用状況」,2016 年 9 月 30 日,
<http://www.jsda.or.jp/shiryo/chousa/nisajoukyou/nisa10.pdf>
野村アセットマネジメント『第 9 回「NISA に関する意識調査」結果について』,2016 年 1 月 16 日,
20 http://www.nomuraam.co.jp/nisa/common/pdf/20160113_64CCD12A.pdf
宮本(2011)「英国で導入されるジュニア ISA」『野村資本市場クォーターリー』,2011 年 4 月,
<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2011/2011spr09web.pdf>
一般社団法人全国銀行協会「全国銀行金融教育活動 MAP」,(2016),
25 <http://www.zenginkyo.or.jp/education/map/theme/material/>
投資信託協会ホームページ,「バックナンバーNo.211」,2010 年 8 月 4 日,
<https://www.toushin.or.jp/mailmag/backnumber/pages/detail/226/>

内閣府ホームページ,「児童手当制度の概要」,2016年5月23日,

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/jidouteate/gaiyou.html>

日経 Biz アカデミーホームページ,「NISA、どんな狙い? — 個人のお金、企業で生かす」,2014年6月9日,

5 <http://bizacademy.nikkei.co.jp/culture/nikkei/article.aspx?id=MMACc300005062014>

日本電子計算株式会社ホームページ,「金融教育について」,2010年1月25日,

<https://www.jip.co.jp/report/detail.php?report=00039>

10 マイナビニュース,「なぜ株式投資しないんですか?」,2016年5月24日,

<http://news.mynavi.jp/articles/2016/05/24/kabushikitoshi/>

All Aboutホームページ,「日本人が資産運用をしない理由とは?」,2008年10月8日,

<http://allabout.co.jp/gm/gc/8803/>

15